



鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)
号外第102号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(21)(給与課).....	1
	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(22)(＃).....	3

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機 関	職 員	機 関	職 員
略		略	
知事 の事 務部 局	部長 理事監 防災監 次長 参事監 局長 行政監察監 課 長 室長(消防課消防防災情報 室の室長を除く。) 参事 秘 書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(職員課及び行政経営推 進課改革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係 長 副主幹(職員課及び行政経	知事 の事 務部 局	部長 理事監 防災監 次長 参事監 局長 行政監察監 課 長 室長(消防課消防防災情報 室の室長を除く。) 参事 秘 書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹(職員課の主幹に限る。) 財政課主計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係 長 副主幹(職員課の副主幹に 限る。) 監察員 職員課人事

本 庁	<p>営推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 職員課人事担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課育成・評価担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p>	本 庁	<p>担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課育成・評価担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課行政組織担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p>
略		略	
総合事務所	<p>所長 局長 県税事務所長 副局長 課長(保健衛生課長を除く。) 農業改良普及所長 室長(心と女性の相談室長を除く。)</p>	日野総合事務所	<p>所長 局長 副局長 課長 農業改良普及所長</p>
公文書館	<p>館長 次長</p>	公文書館	<p>館長 次長</p>
略		略	
東部県税事務所	<p>所長 課長</p>	県 民 局	<p>局長 課長</p>
略		略	
福祉保健局	<p>局長 副局長 支局の局長 課長(保健衛生課長を除く。)</p>	略	略
略		略	
保育専門学院	<p>院長 次長</p>	健康福祉センタ 二	<p>所長 部長 総務企画室長 課長(保健衛生課長を除く。)</p>
略		略	
倉吉総合看護専門学校	<p>校長 次長 事務長</p>	保育専門学院	<p>院長 次長</p>
略		略	
地方農林振興局	<p>局長 副局長 課長 農業改良普及所長</p>	日野保健所	<p>所長 課長</p>
略		略	
地方県土整備局	<p>局長 副局長 課長 鳥取環状道路建設推進室長</p>	倉吉総合看護専門学校	<p>校長 次長</p>
略		略	
出 納 局	<p>副出納長 出納局長 課長 室長 課長補佐 出納課出納係長</p>	地方農林振興局	<p>局長 副局長 課長 農業改良普及所長 大規模基盤整備室長</p>
略		略	
備考 略		地方県土整備局	<p>局長 副局長 課長 室長 参事</p>
		略	
		出 納 局	<p>副出納長 出納局長 課長 指導検査室長 課長補佐 出納課出納係長</p>
		略	
		備考 略	

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第22号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等並びに別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等並びに別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>（行政職給料表による級の職務に相当する職務等）</u> 第4条 <u>条例第2条第2項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の職務に相当する職務（次項及び第3項において「行政職相当職務」という。）及び同条第3項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の号給に相当する号給は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第6条第2項に規定する第2号任期付研究員に係る行政職相当職務は、行政職給料表による5級の職務に相当する職務とし、同条第1項に規定する第1号任期付研究員に係る行政職相当職務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p>

- (1) 6号給以上の給料月額を受ける職員 行政職給料表による11級の職務に相当する職務
- (2) 5号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による10級の職務に相当する職務
- (3) 4号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による9級の職務に相当する職務
- (4) 3号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による8級の職務に相当する職務
- (5) 2号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による7級の職務に相当する職務
- (6) 1号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による6級の職務に相当する職務

3 第1項の規定にかかわらず、任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条第1項に規定する特定任期付職員に係る行政職相当職務は、任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

(帰住に係る旅費を支給する職員等)

第4条の2 略

(旅費額の喪失の場合に旅費として支給する額)

第6条 略

(帰住に係る旅費を支給する職員等)

第4条 略

(旅費額の喪失の場合に旅費として支給する額)

第6条 略

(旅行命令簿等の記載事項の提供の方法)

第6条の2 条例第4条第4項及び第13条第1項の人事委員会規則で定める方法は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。次条において同じ。)とする。

(旅行命令簿等の提示)

第7条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、速やかに支出担当職員等に当該旅行命令簿等の提示(当該旅行命令簿等の提示に代えて当該旅行命令簿等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含む。)をしなければならない。

(旅行命令簿等の記載事項)

第8条 条例第4条第6項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 旅行者の住所、氏名、職名並びに所属の部局及び課(課に相当するものを含む。)の名称

(旅行命令簿等の提示)

第7条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、すみやかに当該旅行命令簿等を支出担当職員等に提示しなければならない。

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第8条 条例第4条第6項の規定による旅行命令簿等の記載事項及び様式は、様式第1号による。ただし、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により処理する場合は、様式第1号の記載事項(旅行命令権者の認印、旅行者の認印及び支払担当者の認印を除く。)及び任命権者が人事委員会と協議して定める様式によるものとする。

(2) 旅行命令等を発した年月日、用務、用務地、旅行の方法及び旅行の期間

(3) その他任命権者が必要と認める事項

(路程の計算)

第9条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 陸路 実際の路程

2 略

(旅費請求書等)

第10条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第2に定める添付書類とする。

(1)(2)及び(3)に掲げる旅費以外の旅費	ア 請求者の氏名、職名並びに所属の部局及び課の名称 イ 請求に係る概算額、精算額、追給額又は返納額及びその算出根拠 ウ その他任命権者が必要と認める事項
(2) 条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費	ア 請求者の氏名、職名並びに所属の部局及び課の名称又は住所及び氏名 イ 請求者の職員との続柄(職員以

(路程の計算)

第9条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 陸路 県内については実際の路程、県外については日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程(公用の自動車による旅行又は第14条の規定が適用される旅行(以下「公用車等による旅行」という。)の場合は、人事委員会が別に定める路程)

2 略

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、県内については出発箇所又は目的箇所を、県外については郵便線路図に掲げる各市町村(都については、各特別区)内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いもの(公用車等による旅行の場合は、出発箇所又は目的箇所)を起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を起点とすることができる。

5 前2項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

6 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前5項の規定の趣旨に準じて行なうものとする。

(旅費請求書等)

第10条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める書類は、別表第2のとおりとする。

	外の者が条例第3条第5項に規定する旅費を請求する場合に限る。 ウ 請求額及びその算出根拠 エ 請求事由(条例第5条第6項に規定する旅費を請求する場合にあっては、旅費額を喪失した理由を含む。) オ その他任命権者が必要と認める事項
(3) 条例第28条に規定する旅費及び条例第29条の規定により国家公務員の外国旅行の旅費の例によるものとされる死亡手当	ア 請求者の氏名、職名並びに所属の部局及び課の名称又は住所及び氏名 イ 死亡者の氏名、職名並びに所属の部局及び課の名称(死亡者が職員以外の者である場合は、死亡者の氏名) ウ 請求者の死亡者との続柄 エ 請求額及びその算出根拠 オ その他任命権者が必要と認める事項

(定額により車賃が支給される旅行等)

第14条 条例第17条の人事委員会規則で定める旅行は、私有自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車のうち公用の自動車以外のもので職員が使用するものをいう。以下同じ。)を利用して行う旅行で、任命権者が特に私有自動車等により旅行を行う必要があると認めたとする。

2 条例第17条の人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額は、16円とする。

3 第1項に規定する旅行に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、条例第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級)

第14条の2 条例第29条の人事委員会規則で定める国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)による職務の級に相当する職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)による職務の級とする。この場合において、

(定額により車賃が支給される旅行等)

第14条 条例第17条第1項第1号の人事委員会規則で定める旅行は、私有自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車のうち公用の自動車以外のもので職員が使用するものをいう。以下同じ。)を利用して行う旅行で、任命権者が特に私有自動車等により旅行を行う必要があると認めたとする。

2 条例第17条第1項第1号の人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額は、16円とする。

国家公務員の職務の級における号俸に相当する職員の職務の級の号給は、行政職俸給表(一)による職務の級の号俸に相当する行政職給料表による職務の級の号給とする。

2 行政職給料表の適用を受けない職員(次項及び第4項の規定の適用を受ける者を除く。)にあっては、当該職員の職務の級及び号給に対応する別表第1及び別表第1の2に定める行政職給料表による職務の級及び号給を当該職員の職務の級及び号給(以下「行政職級号給」という。)とみなして前項の規定を適用する。

3 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第6条第2項に規定する第2号任期付研究員にあっては行政職給料表による5級の職務の級を、同条第1項に規定する第1号任期付研究員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務の級を、それぞれ行政職級号給とみなして第1項の規定を適用する。

(1) 6号給以上の給料月額を受ける職員 行政職給料表による11級の職務の級

(2) 5号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による10級の職務の級

(3) 4号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による9級の職務の級

(4) 3号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による8級の職務の級

(5) 2号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による7級の職務の級

(6) 1号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による6級の職務の級

4 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条第1項に規定する特定任期付職員にあっては、任命権者が人事委員会と協議して定めるものを、行政職級号給とみなして第1項の規定を適用する。

(旅費の調整の基準)

第17条 略

別表第1(第14条の2関係)

略

備考 この表は、再任用職員(職員の給与に関する条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員に適用する。

(移転料に係る路程計算)

第17条 条例別表第2号の規定を適用する場合における路程の計算は、水路及び陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

(旅費の調整の基準)

第18条 略

別表第1(第4条関係)

略

備考 この表は、再任用職員(職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条第11項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員

別表第1の2(第14条の2関係)

略

備考 略

別表第4(第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1) 略

(2) 職員が公用の自動車又は私有自動車等を利用して用務地が県外である旅行(私有自動車等を利用した旅行にあっては、当該私有自動車等に同乗する者に係る旅行に限る。)をした場合には、条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(3) 職員が公用の航空機により用務地が県外である行程100キロメートル未満の旅行をした場合には、条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(4) 職員が旅行中公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、条例に定める日当又は宿泊料を支給する必要がない場合には、当該療養期間中条例第18条第1項に定める日当定額及び条例第19条第1項に定める宿泊料定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5) 職員が赴任に伴う住所又は居所の移転をした場合において、当該赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときには、条例に定める移転料の定額とその現実の移転の路程に応じた条例別表の移転料定額との差額を支給しないものとする。

(6) 職員が赴任に伴う住所又は居所を移転した場合において、次に掲げるときには、条例に定める着後手当の一部を支給しないものとし、その支給しない額は、それぞれに掲げるとおりとする。

ア 新在勤地に到着後直ちに職員のための県設宿

に適用する。

別表第1の2(第4条関係)

略

備考 略

別表第4(第18条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1) 職員の職務、職務の級又は級の号給がさかのぼって変更された場合において、当該職員が既にした旅行について旅費の変更をすることが適当でないと認められるときには、当該変更に係る部分の旅費を支給しないものとする。

(2) 略

(3) 職員が公用の自動車又は私有自動車等を利用して用務地が県外である旅行(第17号に該当する旅行を除き、私有自動車等を利用した旅行にあっては、当該私有自動車等に同乗する者(以下「同乗者」という。)に係る旅行に限る。)をした場合において、当該旅行が次のいずれかに該当するときには、日当の一部を支給しないものとし、当該支給しない額は、それぞれに定めるとおりとする。
 ア 陸路25キロメートル未満の旅行 条例別表第1号の日当の定額の2分の1に相当する額
 イ 陸路25キロメートル以上50キロメートル未満の旅行 条例別表第1号の日当の定額の4分の1に相当する額

(4) 職員が公用の航空機により用務地が県外である行程100キロメートル未満の旅行をした場合には、条例別表第1号の日当の定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5) 職員が旅行中公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、条例に定める日当又は宿泊料を支給する必要がない場合には、当該療養期間中条例別表第1号の日当及び宿泊料の定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(6) 職員が赴任に伴う住所又は居所の移転をした場合において、当該赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときには、条例に定める移転料の定額とその現実の移転の路程に応じた条例別表第2号の移転料の定額との差額を支給しないものとする。

(7) 職員が赴任に伴う住所又は居所を移転した場合において、次に掲げるときには、条例に定める着後手当の一部を支給しないものとし、その支給しない額は、それぞれに掲げるとおりとする。

ア 新在勤地に到着後直ちに職員のための県設宿

舎又は自宅に入る場合 条例に定める着後手当の額と条例第18条第1項に定める日当定額の2日分及び条例第19条第1項に定める宿泊料定額の2夜分に相当する額との差額

イ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例第18条第1項に定める日当定額の3日分及び条例第19条第1項に定める宿泊料定額の3夜分に相当する額との差額

ウ 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例第18条第1項に定める日当定額の4日分及び条例第19条第1項に定める宿泊料定額の4夜分に相当する額との差額

(7) 略

(8) 職員が移動警察用務のため旅行した場合には、条例に定める船賃の額と船賃の最下級の運賃の額の差額を支給しないものとする。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 定期乗車券を利用して通勤している職員(通勤手当を支給されるものに限る。)が行う旅行の経路に当該定期乗車券が利用できる区間が含まれており、かつ、当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金(以下この号及び次号において「旅客運賃等」という。)が条例に定める鉄道賃又は車賃に満たない場合には、条例に定める鉄道賃又は車賃の額と当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃等との差額を支給しないものとする。

(13) 回数券を利用して通勤している職員(通勤手当を支給されるものに限る。)が行う旅行(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。)

舎又は自宅に入る場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第1号の日当の定額の2日分及び宿泊料の定額の2夜分に相当する額との差額

イ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第1号の日当の定額の3日分及び宿泊料の定額の3夜分に相当する額との差額

ウ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第1号の日当の定額の4日分及び宿泊料の定額の4夜分に相当する額との差額

(8) 略

(9) 職員が移動警察用務のため旅行した場合には、条例に定める鉄道賃の額と鉄道賃の最下級の運賃の額、条例に定める船賃の額と船賃の最下級の運賃の額及び条例に定める車賃の額と車賃の実費の額とのそれぞれの差額を支給しないものとする。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 定期乗車券を利用して通勤している職員が行う旅行の経路に当該定期乗車券が利用できる区間が含まれており、かつ、当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金(以下この号において「旅客運賃等」という。)が条例に定める鉄道賃又は車賃に満たない場合には、条例に定める鉄道賃又は車賃と当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃等との差額を支給しないものとする。

(14) 職員が私有自動車等を利用して県外における旅行をした場合には、条例第17条第2号の規定により得られる車賃の額と第14条第2項で定める1キロメートル当たりの定額により算出した額との差額を支給しないものとする。

(15) 職員が県内及び県外をその経路としてバスを利用した県外における旅行をした場合において、条例第17条の規定により得られる車賃に当該バスの旅客運賃が満たない場合には、当該車賃と当該旅客運賃との差額を支給しないものとする。

以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日又は勤務時間条例第11条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日若しくは年未年始の休日(次号において「週休日等」という。)に行う旅行を除く。)に当該回数券(当該旅行の日において通勤に利用しなかった枚数に相当する部分に限る。)を利用することができる場合であって、当該回数券を利用した場合の旅客運賃等の額が条例に定める鉄道賃又は車賃の額に満たないときは、条例に定める鉄道賃又は車賃の額と当該回数券を利用した場合の旅客運賃等の額との差額を支給しないものとする。

- (14) 職員の給与に関する条例第10条第1項第2号に規定する自動車等を利用して通勤している職員(通勤手当を支給されるものに限る。)が私有自動車等を利用して行う旅行(在勤庁と用務地との間を往復する旅行(宿泊を伴うものを除く。)及び週休日等に行う旅行を除く。)をした場合には、当該私有自動車等の利用に係る条例に定める車賃の額のうち、人事委員会が定める額を支給しないものとする。

(15) 略

- (16) 職員が用務地が県内である県外における旅行をした場合には、条例第18条第1項に定める日当定額又は条例第24条第1項第2号に定める県外における旅行に係る旅行雑費(以下「県外旅行雑費」という。)の額と同項第1号に定める県内における旅行に係る旅行雑費(以下「県内旅行雑費」という。)の額との差額を支給しないものとする。

- (17) 警察本部地域課鉄道警察隊及び交通部高速道路交通警察隊の職員が行う県外の地域における旅行であって、県内における旅行に相当する旅行として警察本部長の申請に基づき人事委員会が別に定めるものについては、条例第18条第1項に定める日当定額又は県外旅行雑費の額と県内旅行雑費の額との差額を支給しないものとする。

(18) 略

- (19) 職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行(県内における旅行であって宿泊を伴わないものを除く。)を

(16) 略

- (17) 職員が県外において在勤庁から半径4キロメートル以内の旅行をした場合には、条例第18条第1項の規定により得られる日当の額と同一地域内での旅行のために要した旅客運賃の額(私有自動車等を利用した旅行(同乗者に係る旅行を除く。))にあつては、同一地域内での行程に第14条第2項で定める1キロメートル当たりの定額を乗じて得た額)との差額を支給しないものとする。

- (18) 職員が用務地が県内である県外における旅行(前号に該当する旅行を除く。)をした場合には、条例第18条第1項の規定により得られる日当の額と条例第24条第1項の規定により得られる旅行雑費(以下「県内旅行雑費」という。)の額との差額を支給しないものとする。

- (19) 警察本部地域課鉄道警察隊及び交通部高速道路交通警察隊の職員が行う県外の地域における旅行であって、県内における旅行に相当する旅行として警察本部長の申請に基づき人事委員会が別に定めるものについては、条例第18条第1項の規定により得られる日当の額と県内旅行雑費の額との差額を支給しないものとする。

(20) 略

- (21) 職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行(県内における旅行であって宿泊を伴わないもの及び県外にお

した場合には、旅行雑費、日当及び宿泊料について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。

(20) 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準
(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準
次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。

ア及びイ 略

ウ 日当、宿泊料、支度料及び旅行手当 条例第18条第1項に定める日当、条例第19条第1項に定める宿泊料、条例に定める支度料及び別表第3に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額

ける在勤庁から4キロメートル以内における旅行であって宿泊を伴わないものを除く。)をした場合には、旅行雑費、日当及び宿泊料について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。

(22) 略

第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準
(1)及び(2) 略

(3) 職員が県内及び県外をその経路としてバスを利用して県外における旅行をした場合において、条例第17条の規定により得られる車賃を当該バスの旅客運賃が超える場合には、当該旅客運賃に相当する額の車賃を支給するものとする。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準
次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。

ア及びイ 略

ウ 日当、宿泊料、支度料及び旅行手当 条例別表第1号に定める日当及び宿泊料、条例に定める支度料並びに別表第3に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額

第2条 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第10条関係)

旅費の種類	添付書類
条例第3条第5項に規定する旅費	(1) 旅行命令等を取り消されたこと又は旅費の支給を受けることができる者が死亡したことを証明する書類 (2) 扶養親族であることを証明する書類(扶養親族に係る旅費を請求する場合に限る。)
条例第3条第6項に規定する旅費	(1) 交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により旅費額を喪失したことを証明する書類 (2) 喪失した額を証明する書類
条例第7条ただし書の規定により計算される旅費	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
条例第14条第1項に規定する鉄道賃	(1) その支払を証明する書類(支出担当職員等が必要と認める場合に限る。) (2) 公務上の必要その他特別の事情を証明する書類(特別車両料金を請求する場合及び条例第14条第3項第2号に該当して座

	席指定料金を請求する場合であって、支出担当職員等が必要と認めるときに限る。)
条例第15条第1項第4号に規定する寝台料金	(1) 公務上の必要を証明する書類 (2) その支払を証明する書類
条例第16条に規定する航空賃	その支払を証明する書類(支出担当職員等が必要と認める場合に限る。)
条例第17条に規定する車賃	その支払を証明する書類(支出担当職員等が必要と認める場合に限る。)
条例第19条第3項に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
条例第20条に規定する食卓料	その支払を証明する書類
条例第21条に規定する移転料	(1) 職員の移転を証明する書類 (2) 扶養親族であることを証明する書類(扶養親族を移転する場合に限る。) (3) 扶養親族の移転を証明する書類(扶養親族を移転する場合に限る。) (4) 期間延長の許可書(条例第21条第3項の規定に該当する場合に限る。)
条例第23条に規定する扶養親族移転料	(1) 扶養親族であること及びその年齢を証明する書類 (2) 扶養親族の移転を証明する書類
条例第26条第1項ただし書に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類 (2) その支払を証明する書類
条例第27条第1項に規定する旅費	(1) 旅行中に退職等となったことを証明する書類 (2) 退職等の事由 (3) 退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
条例第27条第2項に規定する旅費	第4条第2項に定める期間内に帰住したことを証明する書類
条例第28条に規定する旅費及び条例第29条の規定により国家公務員の外国旅行の旅費の例によるものとされる死亡手当	(1) 職員が死亡したこと及びその死亡地を証明する書類 (2) 遺族であることを証明する書類
条例第30条に規定する旅行手当	天災その他やむを得ない事情により第16条第1項に規定する区分を異にする目的地を航海したことを証明する書類(同条第2項の規定の適用を受けようとする場合に限る。)
条例第32条に規定する旅費	条例第3条第2項第2号の2に掲げる場合に該当することを証明する書類

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。